

県内の障害者虐待の現状と課題

1 障害者虐待の件数（県及び市町の合計）

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
養護者による虐待	通報・相談件数	37	33	35	30	35	50	49
	虐待件数	23	30	27	8	10	25	28
障害者福祉施設 従事者等による虐待	通報・相談件数	38	36	26	37	48	45	38
	虐待件数	14	5	5	7	16	18	11
使用者による虐待	通報・相談件数	10	19	8	12	19	16	18
	虐待件数	3	13	4	6	15	4	9

2 令和2年度養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市町別件数

区分	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	計
通報件数	14	18	1	1	9	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	49
虐待件数	2	9	1	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	28

※虐待件数は前年度からの繰り越し分を含む。

(2) 虐待の種別・類型（重複有）

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
件数	13	1	13	2	5
構成割合	38.2%	2.9%	38.2%	5.9%	14.7%

(3) 被虐待者の障害種別（重複有）

区分	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他
人数	4	11	8	5	0	0
構成割合	14.3%	39.3%	28.6%	17.9%	0%	0%

注) 1人の被虐待者が重複障害を持つ場合や1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合、重複して計上している。

3 令和2年度障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市町別件数

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県	県外市町村	計
通報件数	8	15	2	2	0	0	4	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	38
虐待件数	2	4	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11

(2) 虐待の種別・類型（重複有）

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
件数	8	0	4	0	0
構成割合	66.7%	0%	33.3%	0%	0%

(3) 被虐待者の障害種別（重複有）

区分	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他
人数	1	8	0	0	0	5
構成割合	7.1%	57.1%	0%	0%	0%	35.7%

注) 1人の被虐待者が重複障害を持つ場合や1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合、重複して計上している。

(4) 障害者虐待が認められた事業所種別

	入所施設	療養介護	生活介護	共同生活援助	就労継続支援A型	就労継続支援B型	放課後等デイサービス
件数	4	0	1	2	1	2	1

(5) 虐待者の職種等

職種	管理者	サビ管 児発管	生活 支援員	職業 指導員	指導員	世話人	児童 指導員	その他
件数	0	0	9	0	0	0	1	2

※1件の事例に対し複数の虐待者がいる場合、重複して計上している。

(6) 障害者総合支援法等の規定による権限の行使

区分	内容	件数
障害者総合支援法又は 児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	11
	改善勧告	1
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	0
	指定取消	0
都道府県・中核市等による指導	一般指導	11

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待における課題

- ・ 利用者の障害特性に対する理解の不足（特に知的障害）により虐待発生に結びつくケースが見られ、障害者への支援技術を向上させていくことが必要。
- ・ 職員の教育体制が十分に整っておらず、新入職員や福祉経験の浅い職員において虐待防止に関する意識の浸透が不十分である。

5 県としての今後の取組

- ・ 市町との連携を強化し、迅速な事実確認および県への報告体制の確立を図り、法人に対する即時的な指導・処分を行い、早期の改善に結びつける。
- ・ 引続き強度行動障害支援者養成研修を実施し、行動障害を有する障害者に対する支援技術の向上を図る。
- ・ 障害福祉サービス事業者に対する実地指導及び集団指導の際に、障害者虐待防止に対する普及啓発を行う。また、適正な人員基準・体制についての指導を行う。
- ・ サービス管理責任者研修等の県が開催する研修において、身体拘束を行う際の留意点や通報義務の履行を周知する。
- ・ 設置者や管理者に対し県虐待防止・権利擁護研修の受講を徹底させるとともに、県研修受講後に事業所内における復命研修の実施を促す。